



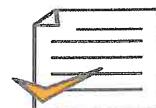
2019年4月

居住者の皆様へ

# Asahi Monthly Report



## ～管理組合への届け出について～



組合員は管理組合の一員として、またマンション居住者も管理規約や使用細則に基づき、事前に管理組合に各種届け出を行わなければなりません。

主な『届け出』事項について御紹介いたします。

◇名義変更届；

お部屋の所有者が売買や相続で変更になる場合御提出いただく書類です。

◇第三者貸与届兼誓約書；

お部屋を賃貸等で第三者に使用させる場合、御提出いただく書類です。

◇居住者名簿； マンションに御入居いただく方は、全員提出が必要です。

◇専有部分修繕等工事申請書；

お部屋のリフォーム工事等を行う場合、御提出いただく書類です。

◇駐車場使用契約書・解約届；

駐車場を使用する場合・解約される場合に必要になります。

◇駐輪場使用申込書・解約届；

空き状況やスペース、置場指定等のルールを予めご確認ください。

■届け出書面は管理事務室に備えておりますので、お気軽にご相談ください。

■その他『届け出』には不在届や引越し届等、またマンションによって独自の届出書類や名称等が異なる場合がございます。管理規約や使用細則をご確認頂くか管理会社へご相談ください。

■お部屋の工事申請書には工事着工前の提出期限や理事長の承認が必要となる場合がございます。また、駐車場の使用を組合員に限定しているマンションもございますのでご注意ください。